

相続救急110番

「相続難民」にならないために

発行：司法書士法人 ABC

ABC 司法書士法人ABC
ABC JSC 司法書士法人 ABC
Judicial Solicitors Office

〒540-6591
大阪府大阪市中央区大手前1丁目7番 31号
OMMビル 15階
TEL:06-6232-8797 FAX:06-6232-8798
<http://www.abc-jsc.com/>

特集

対談「経営と相続」

司法書士法人 ABC 代表
椎葉基史

辻・本郷 税理士法人
経営企画室室長
黒仁田健氏

後継者がいない、廃業すべきなのか？

経営者が直面する「事業承継」と「相続」

日本の企業の約9割は中小企業が占めています。しかも中小企業の約7割は金融機関からの借入れがあり、その9割弱が経営者保証を行っています。経営者の高齢化も進む中、「事業承継」と「相続」にいかに向き合うべきかが多くの経営者の最重要テーマの一つであることは間違いありません。「法」と「税」の専門家が「経営と相続」をテーマに語り合いました。

椎葉代表（以下、椎葉）：辻・本郷 税理士法人の事業内容、相続部門としての提供サービスについて教えてください。

黒仁田室長（以下、黒仁田）：事業内容は税理士法人として税金に関することが中心です。税の分野も多様ですので、当法人は法人、相続、事業承継、ヘルスケア、公益法人、公会計などの専門特化型であることが特徴です。全国に59拠点を設け、法人の顧問先さま1万社、個人のお客さま1万人へサービスを提供させていただいております。相続部門に関しては、相続が発生してからの相続税の申告業務が中心です。去年は1000件を超える申告をさせていただいています。なお、お元氣なうちに、ご自身の相続の問題に手を付けたいというかたも多く、税金のことはもちろんですが、どのように財産を承継していくか、誰に遺していくかなど相続に対する対策をご提案させていただくことが非常に多いのが特徴です。関西エリアでも最近相続に特化したチームを立ち上げました。

● 改正後に増えた「争族」

椎葉：平成27年に相続税法が大改正されて2年が経過しました。改正前、改正後で相談件数や相談内容についてどのような変化がありましたか？

黒仁田：改正後は相続対策をしようというかたが増えています。経営者だけでなく一般のサラリーマンのかたが増えているのが特徴的だと思います。改正前は、あらかじめ相続対策をしているかたが多く、ある程度もめない相続というのが多かったのですが、改正後は、争う相続の「争族」という案件に立ち会うことが増えてきています。税理士としてできる範囲を超えている場合、弁護士に入ってもらおうケースもあり、もめるケースが増えてきていると実感しています。

椎葉：私どもの事務所の場合、以前は、司法書士の事務所に相続税に関する案件は来なかったのですが、改正後には相続に関する相談が増えています。資産の少ないケースの方が調停に持ち込まれていることが多

いようです。分けるものがあると争わないが、分けるものが少ないと争うケースが多くなっているんですね。私どもの事務所にも経営者のかたの相続に関する相談が増えています。事業の継続に関しては遺族のかたが後ろ向きのケースが多く、事業を閉じる方向で考えている場合が多くあります。

● 税金と感情のバランス

黒仁田：相続対策として生前に贈与をされるかたが多くいらっしゃいます。その際に申し上げているのは「贈与というのはお気持ち、意思ですものなので、無理してする必要はないのではないのでしょうか」ということです。実際の例ですが、毎年100万を10人くらいのお子さん、お孫さんに贈与をしていたかたがいらっしゃいました。ある時からされなくなったので、「どうしてされなくなったのですか？」と尋ねたところ、「誰からも『ありがとう』と言われたい」ということなんですね。そんな話を聞くと、「あげたい」という気持ち、「もらいたい」という気持ちが贈与なので、お元気なうちは無理してあげなくてもいいのではないかと考えてしまいます。もちろん、税金対策という観点からは効果があるのですが、何が難しいかという点、税金と感情のバランスの問題です。どうされたいのかというお気持ち、感情とのバランスを汲んで、円満な相続をとることが一番気にしているところです。税金対策ばかりして当初は税金は安くて良かったねという話でも、結局相続が発生した時にもめてしまったら、税金が高く付くというケースが結構あります。

椎葉：私どもの事務所でもそういう案件が増えています。お客さまも自分の問題をどこに相談したらいいのか、分からなくなっています。黒仁田さんは仕事の性質上、経営者と関わることが多いと思います。経営者の相続についてポイントとしていること、気を付けていることは何ですか？

黒仁田：税金対策もさることながら、家族での話し合いが難しいケースもありますので、遺言を書くことをお勧めしています。財産を残すかたが遺族への指針を示すことが大事だと思うんです。経営者の相続問題は、「商売を続けていかなければならない」というのが他の相続と違う点です。そこでもめてしまうと、3年、5年と時間がかかってしまうことにもなり、経営、商売ができなくなってしまうというリスクがあります。財産を後継者にしっかりと残すことが一番です。

● 会社の経営と相続は一心同体

椎葉：会社の経営と相続は一心同体という面があります。通常の個人の相続と違って、リスクマネジメン



トの要素がかなり強くなってきますね。株の移行ができていけばまずはいい状況ですが、全く移されていない状況で突然急死されるようなケースもあります。もっと踏み込んで言えば、事業承継は株の継承とか法的な継承以上に、人の継承であり、組織のマネジメントをいかに上手に引き継ぐかということが一番大事ですし、そこが大きな課題ですね。

黒仁田：M&Aをするのか、廃業するのか、後継者に継いでもらうのかという、大きく分けてこの三つの選択肢があると思います。これは経営者が決めることですが、そういった場面で相談に応じながら、さまざまな事例の紹介を含めて対応させていただいています。

● 「幸せな廃業」

椎葉：私どもが関わるケースでは、廃業を支援するケースが増えているという印象があります。当然それぞれの専門家の役割があると思っています。私どもはどちらかと言えば、大企業の社長を相手にするというケースは少なく、小規模、中堅を相手にしていますが、「幸せな廃業」というものをテーマとしてしっかりサポートすべきではないかと考えてしまいます。

黒仁田：私どものお客さまも社員10人以下の法人が多く、数の多い相談内容は事業承継についてです。後継ぎもいないし、どうやってやめようかという相談なんですね。無理してというよりも、きれいに終わらせるという、椎葉先生が言われる「幸せな廃業」の協力をさせていただくこともあります。

● 深刻な経営者の連帯保証

椎葉：私どもの事務所はマイナスの相続を深掘りしているのも、特に廃業をするパターンのとき、経営者の場合は連帯保証をどうしようかということが一番悩ましい問題になりますね。

生前ですと、相続税法上は相続財産として扱われる、いわゆる「みなし相続財産」を有効に活用することで、民法上は相続財産ではないため、別のルートで遺族にしっかりと財産を残していけるなど、いろいろな方法

があります。例えば、積極的に保険を活用することも考えられます。保険はマイナス金利などの影響もあり、節税ではメリットを生かせなくなってきましたけれど、リスクマネジメントの部分では生かせます。民法では生命保険はほぼ「相続財産ではない」という方向性なので、非常に有効な財産とみることもできます。私どもは、保険と限定承認と組み合わせて、債務超過の部分を引き継がずに自宅や自社株を残していくとい

うことを推奨してやっています。さらにはそこに今注目されている家族信託を組み合わせることにより資産の柔軟な承継を実現できるなど、いろいろなメニューを経営者にもっと提供できたらいいのかなと考えています。

黒仁田：経営者の相続に関する問題解決のために、各分野の専門家が集まっているいろいろなメニューを開発し、提供できるよう仕組みを作りたいと考えています。

●シリーズ●「負債相続」最前線！

第6回 経営者が抱える相続問題(1)

当法人の代表司法書士・椎葉基史は、業界に先駆け、いち早く、借金などのマイナス財産の相続を指す「負債相続」で困窮する人(=「負債相続難民」)の救援に乗り出し、現在までに1500件以上の相談に対応してきました。このコーナーでは、「負債相続」についての基礎知識や具体的な事例を紹介します。

会社の借り入れの連帯保証が、将来、大切な家族に大きな負担

今回は今の負債相続の現場で非常に悩ましい問題となっていることの一つとして、「負」動産問題を取り上げました。もう一つの問題は経営者が抱える相続問題です。今回から4回に分けて、このテーマについて解説します。

中小企業の経営者のほとんどが、会社の借り入れについて連帯保証に入っています。これは日本の金融実務としてスタンダードになっています。

もしこの状態で、会社の経営者が突然亡くなってしまうと、その負債はどうなるのでしょうか。連帯保証というのは当然、相続人に引き継がれます。

ですから、経営者の家族が連帯保証の金額をそのまま引き継ぐこととなります。会社の借り入れですから、当然大きな金額を引き継ぐわけです。家族にとっては大きな負担になってきます。

次のような事例があります。経営者のAさんが法人で銀行から1億円の借り入れをしていました。その後、このAさんが亡くなってしまいました。相続人が兄弟3人(長男Bさん、次男Cさん、長女Dさん)いて、Aさんの生前から長男のBさんは経営に参加していたのでそのまま事業を承継して相続をするということになりました。次男Cさん、長女Dさんに関しては特に

引き継がれる連帯保証

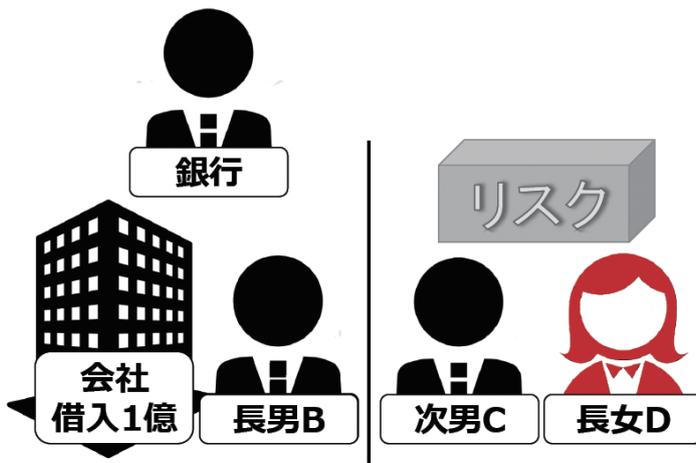
大切な家族に大きな負担



- 会社の連帯保証人になっている状態で経営者が死亡。
- 経営者の家族が連帯保証までも相続しなければいけない。

会社の連帯保証：逃れられないリスク（事例）

突然多額の借金を抱えることに



- Aさんの会社は経営不振で銀行から1億円の借り入れをしていた
- 社長のAさんが死亡
- 連帯保証1億円が相続人である長男B、次男C、長女Dに相続される
- 事業は長男Bが承継
- 後継者であれば、やむを得ない
- 経営に関係しない遺族は、リスクだけ負わされてしまう

経営に関係なくても大きなリスクを背負ってしまう

経営に関わっていないので、会社の経営を引き継ぐことなく、相続の手続きをすることになりました。

長男Bさんが連帯保証を引き継ぐのは経営者として自然な流れですが、ここで見過ごされているのが連帯保証の事実なのです。事業を引き継いだ長男Bさんが先代であるAさんの連帯保証の解約について適正に手続きをしていないケースが多く、債権者と先代経営に全く関わっていない次男Cさんや長女Dさんは連帯保証だけを背負わされているという背景があります。

日本の今の企業の実態について説明しますと、全企業のうち、中小企業が99.7パーセントを占めているといわれています。中小企業の中でも、事業規模の小さい会社、すなわち、製造業などでは従業員20人以下

もしくは資本金3億円以下、サービス業では従業員5人以下もしくは資本金5000万円以下の規模の会社が中小企業全体の85パーセントを占めています。ですから、およそ9割が小規模企業の事業者なのです。つまり、日本は小規模企業の事業者によって支えられているのが現状です。

そして、小規模企業の経営者に迫り来る課題として、深刻な高齢化の問題があります。小規模企業の経営者さんが中小企業全体の9割を占めるのですが、この9割の経営者さんのうち、70代、80代の経営者さんが全体の2割を超えているという状態です。60代まで入れると全体の6割を高齢の経営者さんが支えているという現状があるのです。（次回に続く）

INFORMATION

◆ セミナー REPORT

「連帯保証の問題と負債相続の実務」

～相続放棄・限定承認を中心として～

2017年4月12日、相続マインズ福岡様主催の研修会で椎葉基史が講師を担当しました。

今回のセミナーでは、連帯保証や負債相続の実務について、主に「相続放棄」「限定承認」を中心に解説しました。

◆ 6月のセミナー情報

第40期 相続アドバイザー養成講座（第12講座）「借金と相続対策」

日時：6月14日（水） 18：30～20：40

会場：TAP高田馬場 NPO法人相続アドバイザー協議会本部内（東京）

主催：NPO法人相続アドバイザー協議会

